

令和3年3月5日事務連絡

「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料(その5)」

II-資料5を引用

(別紙)

「既存のサービス事業所の届出留意事項」 (総合事業)

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	A 2 : 訪問型サービス (独自) A 6 : 通所型サービス (独自)	「LIFEへの登録」欄 「1 : なし」 「2 : あり」  を新設	新たな届出がない場合は「1 : なし」とみなす。
2	A 6 : 通所型サービス (独自) 通所型サービス (独自)	「その他該当する体制等」欄の 「口腔機能向上体制加算」 を 「口腔機能向上加算」 に名称変更	取扱いに変更なし。
3	A 6 : 通所型サービス (独自)	「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算」  「1 : なし」 「4 : 加算Ⅰイ」 「2 : 加算Ⅰロ」 「3 : 加算Ⅱ」 を 「1 : なし」 「5 : 加算Ⅰ」 「4 : 加算Ⅱ」 「6 : 加算Ⅲ」 に変更	「5 : 加算Ⅰ」、「6 : 加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな施設等の区分の届出が必要となる。  既存届出内容が「4 : 加算Ⅰイ」で、新たな届出がない場合は「4 : 加算Ⅱ」とみなす。  <b>(注) 基本的に届出を行うこと。</b>  既存届出内容が「2 : 加算Ⅰロ」、「3 : 加算Ⅱ」で、新たな届出がない場合は「1 : なし」とみなす。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
4	A 6：通所型サービス（独自）	<p>「その他該当する体制等」欄の 「生活機能向上連携加算」</p> <p>「1：なし」 「2：あり」 を 「1：なし」 「3：加算Ⅰ」 「2：加算Ⅱ」 に変更</p>	<p>「3：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。</p> <p>既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅱ」とみなす。</p> <p><b>(注)基本的に届出を行うこと。</b></p>
5	A 6：通所型サービス（独自）	<p>「その他該当する体制等」欄の 「科学的介護推進体制加算」</p> <p>「1：なし」 「2：あり」 を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。</p>